

ダブルワーカーのパート労働者の労働時間はどうなる？

法律で解決！

監修 宮下正彦 弁護士

事例

駅前商店街で惣菜店を営む神山さんは、何人かのパート職員を雇用しています。三年前から働いてもらっているパート社員のSさんが体調を壊して入院。お見舞いに行ったら神山さんは、Sさんから母子家庭で生活が苦しいのでダブルワークをして病気が負担だったようです。少しペースダウンして働いてはと言っても、学費などいろいろかかるので、働くしかないと言いつつも、張り詰めるSさん。Sさんの入院はもう一つの働き先での過重労働が原因とは思いますが、惣菜店のほうにも監督上責任があったのでは……。心配になった神山さんは、宮下弁護士のところを訪れました。

宮下 Sさんは神山さんのお店に対して、何か損害金などを要求しているのですか？

神山 そういうわけではありませんが、少しばかり責任を感じておりました。ただ、本人が希望してダブルワークをしているので、やめさせるわけにもいきませんよね。

宮下 年収三〇〇万円時代といわれるようになってから久しいですが、ここ数年、全就業人口の四分の一がパート労働者とも言われ、全国的に非正規雇用社員化が進んでいます。また、従来は従業員の兼業を認めないという事業所がほとんどでしたが、ここ数年の残業規制の強化やワークシェアリングが広まったことなどに伴い、それを認めることも徐々に増えてきました。

今回のケースでは当てはまらないと思いますが、例えば、事業所Aで常勤として八時間労働した後で、事業所Bでアルバイトをする場合、Bでの労働は法定労働時間を超えることになるので、割増賃金の対象となります。この場合、通常は、A、Bのうち後で労働契約を結んだ事業主が割増賃金を支払うべきものと考えられています。

もっとも、現実にはどの程度このようなケースで割増賃金が支払われているのか、実態は不明のようです。

神山 うちの場合は、スナックより前から働いてもらっているのです、割増賃金を支払わなくても済みそうですね。

宮下 そうかもしれません。ただ、結局はダ

ブルワークをしているSさんを雇用しているのです、神山さんが気をつけなければならぬものがあります。「職場安全配慮義務」と呼ばれるものです。

神山 初めて聞く言葉なのですが、どういうものですか？

宮下 安全配慮義務とは「労務の提供にあたって、労働者の生命・健康等を危険から保護するよう配慮すべき使用者の義務」と定義されています。事業主がこの義務を怠ったために、労働者が損害を被ると、事業主に対して損害賠償請求がなされます。

神山 一般的な労災とはまた違うものなのですか？

宮下 事業主の方で、この点よく誤解されているのですが、従業員がけがした場合の治療費などが労災で補填されているので使用者にはそれ以上責任がない、ということではないのです。

神山 今までうちで労災は一度もありませんが、労災が認定されるまでには、確かすぐ時間がかかるのではしたよね。

宮下 そうです。認定基準も、現在のところは厳しいものです。そこで、労災認定とは無関係に、事業主に対して安全配慮義務違反による損害賠償請求がなされることもよくあるのです。

神山 まったく知りませんでした。従業員も知らない方が多いと思います。

宮下 今のところはそうかもしれませんが、ケースとしてはかなり増えてきています。一般的に、安全配慮義務に関する賠償額は、かなりの高額になりうると言われていています。

また、損害賠償は原則として、一括払いをしなくてはなりませんので、特に中小企業の場合、キャッシュフローが大変です。手許に資金がないからといって支払えないというのも通用しませんので、会社の全財産に執行をかけられるという事態にも陥りかねません。最悪の場合には、倒産も起こらないとは言えません。

神山 大変ですね！今回の場合、損害賠償を要求されることはないと思いますが、高額のために、どのようなケースに損害賠償責任が発生するのか知っておきたいのですが。

安全配慮義務に違反すれば 損害賠償責任が問われる

宮下 損害賠償が認められるためには、

- ① 具体的に損害が発生していること
- ② 安全配慮義務違反行為（結果発生の見可能性・回避可能性があり、結果回避義務があるにもかかわらず事業主がそれを怠った場合）が認められること
- ③ 損害と安全配慮義務違反行為との間に因果関係が証明されること

が必要で

神山 安全配慮義務違反という言葉の響きからは、作業上危険な状態にあったのに、事業主が見て見ぬふりをしてきたとか、そういうイメージがあるのですが、実際にはどのような違反行為が罰せられているのでしょうか。

宮下 おっしゃる通りに、従来は製造業の現場などでの違反行為が主として問題とされてきたのですが、昨今、社会経済が変動するに伴って、安全配慮義務が適用される範囲は拡大しつつあります。